

富士吉田市農業委員会 令和5年7月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年7月26日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（14名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三
第14番	滝口 倉一				

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第一	議事録署名委員の指名について
第二	会期の決定について
第三	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
第四	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第五	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第六	議案第4号 非農地通知交付申請について
第七	議案第5号 農用地利用計画の変更に伴う意見聴取について
第八	議案第6号 令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

農林課

農政担当 栗原寛和

7 開議 午後2時5分

改選後、初めての総会のため、配布資料の説明、職員の紹介を行った。

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 7 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

なお、滝口等推進委員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第4番 小俣 俊子 委員、第5番 小野 利壹 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 9 分休憩）

（午後 2 時16分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員

各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第1号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の10号につきましては、申請地を店舗用地としている追認案件であります。

用途地域内の第3種農地に相当するものであり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の10号の申請地は、旧シャトレーゼに隣接した旧乃が美の建物がある場所です。

始末書によると平成21年に造成し店舗として利用していたそうです。始末書など必要書類も添付されており、特に問題なく、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の20号については、譲受人が譲渡人より申請地を買受け、歯科医院建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の20号の申請地は、昭和通りの御茶屋町交差点の西、約50mに位置しています。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、先月出てきた駐車場の追認の案件の隣接地であります。譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、手狭となった障害福祉サービス事業所の運営を拡大するものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の22号の申請地は、葭池温泉前駅の北、約70mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第3委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、住宅用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の19号の申請地は、焼肉竜ヶ丘の南東、約80mに位置しております。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第4委員会の2件の朗読後】

受理番号5の17号につきましては、用途地域内の第3種農地に相当するものであり、また違法状態を解消する追認の案件であります。

次に受理番号5の18号ですが、5の17号に隣接する2筆が対象の案件となります。譲渡人は同一ですが譲受人が先ほどの案件と異なります。転用の目的も駐車場であり、追認等の事情も同じものとなります。

いずれも違法状態を解消するもので許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（宮下 師貴 君）

第4委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の17及び18号の申請地は、旧都留信用組合大明見支店の西、約50mに位置しております。始末書によると、譲渡人の祖父が昭和63年当時に農地転用の許可を受けて昨年2月まで都留信の駐車場として賃貸していたものです。ただ、地目変更登記をしておらず、転用許可書もない状況です。また、転用後は5の18号の譲受人の経営する会社の従業員駐車場と、荷物の積み替えなどの荷役スペースに利用するということです。

始末書のほか必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

こちらの案件につきましては、譲受人が譲渡人より申請地を買受け、住宅用地とする追認案件です。違法状態を解消するものであり、また用途地域内の第3種農地に相当しますので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（羽田 善行 君）

それでは第5委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の21号の申請地は、明見第二駐在所の県道新田下吉田線を挟んだ反対側に位置しております。平成5年に住宅を増築した際に、隣接する申請地にかかってしまったものであり、始末書などの必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第5条許可申請の6件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

今回の案件は、設定件数3件で、筆数累計は15筆、面積合計は8,326.52㎡です。2件が再設定の案件で、1件は新規ですが、認定農業者の案件となります。詳細についま

しては、資料をご覧いただきたいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第六、議案第4号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第4号 第1委員会の1件の朗読後】

議案にありますように、農地パトロールにより申請地が非農地であることを確認しておりますので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。7月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号23の3号の申請地は、市立青少年センターの入り口から東へ約200mに位置しており、現地は針葉樹の山林が形成されています。

以上のことから、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局並びに第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。
（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第4号、第1委員会の非農地通知交付申請の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農用地利用計画の変更に伴う意見聴取について」を議題といたします。

令和5年7月25日付け、農林発第200号で、富士吉田市長より、意見聴取の依頼が農業委員会あてに届いております。

詳しい内容説明について、農林課より説明をお願いします。

○ 農林課担当者

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くもの。

(資料に基づき説明)

これらの4案件については、富士・東部農務事務所と協議を進めておりまして、農振法に照らし合わせて除外しても差し支えないとの回答をいただいております。その上にさらに本日のご意見を参考としながら最終的に判断をしていくものであります。

○ 梶原 久 推進委員

ここは農用地ですね。5つの除外要件は満たしているの。

○ 農林課担当者

富士・東部農務事務所との協議の中で、要件を満たしていることを確認しております。

○ 梶原 久 推進委員

アパートでも要件を満たすのですか。

○ 農林課担当者

はい。

○ 藤井 與三郎 委員

県と協議してこうなったという前に、説明を聞きたいね。

○ 小野 利壹 委員

まずほかに土地がないか検討すべきだと思うけど、その除外の要件というのを教えてくれないかな。

○ 農林課担当者

農振除外の5要件を説明。

○ 加々美 和也 推進委員

ダメってわけじゃないけれど、もうちょっとみんなの意見を聴きながら慎重にやった方がいいんじゃないか。

○ 議 長（会長）

隣接して●●●●の工場があるんだよね、しょうがないかな。ただ、ここまで来る前に農業委員会に説明してくれないのかな。事前に説明してくれないのかな。

○ 事務局長

この意見聴取に関しましては、農振法の施行規則の中で農業委員会の意見を聴取するということになっておりまして、手続き上は欠けるところはないのですが、ただ、ここまで来る前に事前に説明が欲しいということですね。

であれば、こういう案件を県にもっていく前に、委員会で説明させていただいて、皆さんの意見を伺うということにすべきですね。そういう形にすれば、農地の保全という点についても確かなものになるかと思います。

先ほどの案件につきましては、代替性についても検討されておりまして土地の選定理由書も添付されておりので、県の方でも除外してもよろしいのではないかという判断をされております。

○ 小野 利壹 委員

そういう代替性についても、口で言っても現地を見なければわからないよ。

○ 渡邊 和英 委員

県の方に行って取下げしてもらって、新たにすればいいじゃない。

○ 事務局長

今回の場合、そのような取下げとか遡るということは、農地の保全という利益の一方で、他方、経済活動という利益という観点もありますので、この辺を勘案しつつご審議をいただきたいと思います。

先ほども申しました通り、先ほどの案件について、代替性についても検討されており、県の方でも除外してもよろしいのではないかという判断をされております。

○ 加々美 和也 推進委員

第4委員会ですけれども、ここの周りは住宅や工場があって、農振の真ん中というわけではないですね。状況を見れば、残念だとは思いますが、しょうがないかな。ただ、地区の委員とかが現地も確認しないで、県の方では良いつて言ってるって言われてもね、もっと慎重に現地の確認とかした方が良いのじゃないかな。

○ 藤井 與三郎 委員

農振地区にあるものだから、もっと慎重にしてもらいたいね。

○ 事務局長

事務局から一つ提案として、先ほども言ったんですが、農振除外の申請の受付を年に1回するのですが、これらの申請が集まったところで、これらを県に上げる前に皆さんの方へ提示して、内容を検討していただくというところでよろしいですか。

○ 議長（会長）

局長さんは人事異動になると交代になってしまいますので、前のこと知らないということが多いものですから。

○ 事務局長

きちんと引継ぎをしておきます。

○ 議長（会長）

引き継ぎ書をきちんとお願いします。

よろしいですか。

今の事務局からの説明に異議がありますか。

では、引継ぎをしっかりとやってもらうということでこの件は、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○ 羽田 善行 委員

いいですか。農振の申請っていうのは年に1回あるのかな、毎月あるのかな。

○ 農林課担当者

はい、申請の受付は年に1回になります。

○ 羽田 善行 委員

1回だから（事務局でも）わかっているんだよね。そしたら、地元の委員には教えとかないとうまくないな。

○ 梶原 久 推進委員

何月がそう。

○ 農林課担当者

事務処理の状況によりますが、7月か8月になります。

○ 藤井 與三郎 委員

地元っていうよりも、農業委員会で言ってもらいたい。明見ばかりではなく、上吉田だってそういう問題があるだろうし。

○ 議長（会長）

それでは、次に移らせてもらいます。

次に、日程第八 議案第6号「令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

お手元に「令和6年度山梨県農業行政施策に関する意見について」という資料が行っていると思います。左上に（様式1）とあるものです。見当たらないという方はいらっしゃいますか。

こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第53条第1項の規定により、県農業会議から知事に宛てて、「山梨県農業行政施策に関する意見書」を提出しており、その際、各農業委員会からも意見・要望を聴取しています。

今回も意見・要望の照会を受けましたので、別紙のとおり案を作成いたしました

【回答案の説明】

これにつきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 藤井 與三郎 委員

これはね、難しい問題だから、この場でぱっとっていうわけにはいかないと思うよ。検討してもらって、次回この件について意見があるか確認してもらわないと。

○ 議長（会長）

では、いいですか。今、藤井委員からありましたように、次回、再度説明してもらうということで、事務局よろしいですか。

○ 事務局長

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

以上で、令和5年7月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 小野 利壹 委員

はい。

○ 議長（会長）

小野委員、どうぞ。

○ 小野 利壹 委員

臨時総会の時に藤井さんの方から推進委員さんの話が合ったんですが、新しい推進委

員さんが入ってこられたので、推進委員さんが推進委員として何をするのか、どういう役割なのかということを経済局からきちんと説明して、推進委員さんの役割というものをきちんとしておいた方がいいかなと思います。

○ 議長（会長）

では、事務局の方で説明をお願いします。

○ 事務局長

ちょうど、今日お配りした農務から頂いたこういう 1 枚の資料があるかと思います。

（以下、資料に基づき農業委員会における農地等の利用の最適化の推進という業務及び農地利用推進委員の職務について説明。）

○ 議長（会長）

今の事務局の説明の中で、推進委員さんで何か意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○ 加々美 和也 推進委員

ここで推進委員も新しく任命されましたので、来月の定例総会の時に推進委員だけ集まって、推進委員の業務について再度確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会 7 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8 閉議 午後 3 時 33 分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 7 月 26 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小俣 俊子

委 員 小野 利壹